

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

稲沢市公募型補助金

市役所地域協働課

☎0587(32)1146
ID 10001425

市内で活動する市民活動団体が行う公益性が高い社会貢献事業に対して、事業に必要な費用の一部を補助します。
▼概要 左表▼手続きの流れ
①10月1日(金)～29日(金)に、市役所地域協働課で事前相談(要予約。事前相談がない場合は補助の受け付けはできません) ②11月1日(月)～15日(月)に、申込用紙に記入の上、市役所地域協働課へ提出(用紙は支所、市民センター、市民活動支援センターにもあります) ③審査会(令和4年2月5日(土))に出席④審査結果の通知⑤補助金の交付申請⑥事業実施後、報告書を市役所地域協働課へ提出⑦補助金を受ける

稲沢市公募型補助金 概要

| 内容 | |
|------|---|
| 事業 | 次の全てに該当する事業 ・市民活動団体が実施し、内容が市民活動団体の自立促進および活性化に寄与すると市長が認める ・国もしくは他の地方公共団体または民間団体などによる補助金などの交付を受けていない ・営利活動や宗教活動、政治活動を目的としていない ・令和4年4月1日～令和5年3月31日に実施・完了する |
| 対象 | 次の全てに該当する団体 ・市内において継続的に市民活動を行っている、または行う意思があると認められ、5人以上で構成されている ・市内に活動拠点がある ・組織の運営に関する規約、会則などを定めている |
| 経費 | 入場料や広告料などの収入を差し引いた、事業に必要な経費(消耗品費、印刷製本費、会場使用料、郵便料、講師謝礼など) |
| 補助率 | 補助対象経費の5分の4以内 |
| 補助金額 | 上限10万円 |

私立高等学校授業料補助

市役所庶務課

☎0587(32)1435
ID 10001370

▼対象 市内在住で、10月1日現在、私立高等学校(通信制課程、専攻科、別科、専修学校を除く)に在学する生徒の授業料を負担している方
▼補助額 年8000円(国や県の補助制度により納入する授業料が補助額に満たない場合は実際の納入額が限度。授業料負担者が、今年度の住民税が非課税または均等割のみの場合や生活保護を受けている場合は年1万2000円)
※証明書類が必要
▼申し込み 申請書(在学証明が必要)を、在学する学校の指定する日までに学校へ提出するか、10月29日(金)までに持参または郵送(必着)で市役所庶務課へ



令和4年度 放課後児童クラブ

問合せ 市役所子育て支援課 ☎0587(32)1299
ID 1008499

実施日 月～土曜日(祝休日、年末年始は除く)
実施時間 下校後～午後7時15分(土曜日や夏休みなどの学校休業日は午前7時30分から)
対象 市内在住で、保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生
利用区分 通年利用(年間利用)または短期利用(長期休業期間のみ利用)
申し込み 11月22日(月)～12月3日(金)、午後1時30分～6時30分に申込書類を利用申込先へ ※年度ごとに申し込みが必要。児童館・児童センターのみ、土曜日の午前10時～午後4時30分も受付可
申込書類 11月1日(月)から児童館・児童センター、児童クラブ、子育て支援課で配布します。いなざわ子育て応援サイトでもダウンロード可



放課後児童クラブ申込説明会を行います

初めて放課後児童クラブを利用する家庭の保護者を対象に申込説明会を行います。対象小学校区の説明会に出席してください。
日程 11月6日(土)または13日(土)
※小学校区により異なります

利用申込・申込説明会について、詳しくは、いなざわ子育て応援サイトで確認してください。
※利用区分の設定など、申し込みや利用に関して変更がありますので、内容をよく確認し、申し込んでください



学校夜間照明施設の利用時間が変わります

スポーツ課(総合体育館内)

☎0587(34)6318
ID 10001581

冬期(11月1日(月)～令和4年3月31日(木))は午後6時～8時に照明施設が利用できます。

●対象施設と利用申込場所

- ①稲沢・大里中学校：スポーツ課
- ②祖父江中学校：祖父江町体育館(☎0587(97)2100)
- ③平和中学校：平和町体育館(☎0567(46)4666)

都市計画審議会

市役所都市計画課

☎0587(32)1362
ID 10002611

希望者は傍聴できます。
▼とき 11月5日(金)、午後2時～3時
▼ところ 市役所政策審議室▼定員 10人(先着順)▼内容 尾張都市計画生産緑地地区の変更について▼申し込み 当日、午後1時～1時30分に、市役所都市計画課へ

フードドライブにご協力を

資源対策課(環境センター内)

☎0587(36)0135
ID 10004615

家庭で余っている食品を必要としている方へ届けることで、「食品ロス」を減らすチャリティー活動です。
▼とき ①10月25日(月)～29日(金)・11月1日(月)・2日(火)、午前8時30分～午後5時②11月3日(水・祝)、午前8時30分～午後4時▼ところ 資源対策課(環境センター内)

※①の期間はボランティアセンター(総合文化センター内)でも実施▼寄付していただきたい食品 お米、缶詰、インスタント食品、レトルト食品、乾物、お菓子、調味料、飲料など ※お米を除き、賞味期限が12月3日以降の食品に限る▼引き受けてできない食品 生鮮食品、冷凍・冷蔵食品、アルコール類など



保存樹木等助成制度

市役所都市整備課

☎0587(32)1372
ID 10002319

条件を満たす樹木や樹林地を「保存樹木等」に指定し、保護します。指定を受けること標識を取り付け、維持管理費用の一部として助成金を支給します。
▼対象・助成金 左表

保存樹木等助成制度 対象・助成金

| 対象 | 助成金(年額) |
|------|---------------|
| 保存樹 | 1本 1,500円 |
| 保存樹林 | 1集団 5,000円 |

秋の安全なまちづくり市民運動 10月11日～20日

問合せ 市役所危機管理課 ☎0587(32)1159
ID 1000960

一人一人が防犯意識を高め、地域の人々が声を掛け合ってまちを見守り、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指していきましょう。



- ◆ゴミ捨てなど短時間の外出のほか、在宅時でも戸締まりをすするとともに、窓やドアはツーロック以上にしましょう
- ◆秋が深まり日没時間が早まると、下校や帰宅の時間帯が暗くなるため、日頃から防犯ブザーなど、しっかりとした防犯対策をしましょう
- ◆相手が誰であれ、他人にはキャッシュカードなどを渡さない、暗証番号を教えないようにしましょう

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 申請期間延長

新型コロナウイルス生活困窮者自立支援金の申請期間を11月末まで延長します。

- 対象 社会福祉協議会が行う総合支援資金の再貸付を終了した世帯、または不決定などにより再貸付を利用できなかった世帯で、収入要件、資産要件、求職活動などの要件を満たす世帯(生活保護受給中の世帯を除く)
- 支給額 単身世帯…月額6万円、2人世帯…月額8万円、3人以上世帯…月額10万円
- 支給期間 申請月から3カ月

※詳しくは ID 1001564で確認してください

問合せ・申込先 市役所福祉課 ☎0587(32)1278